

イノシシ管理計画案に対する市町村からの意見と対応について

市町村名	照会期間（2月12日～2月26日）に市町村から寄せられた意見	意見に対する県の対応又は考え方
山形市	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシに関する用語解説（生態ほか、識別特徴、オスメス、頭胴長体長、体重、性格、成獣、幼獣の群れ等）を記載いただきたい。 ・ 県の鳥獣保護管理事業計画で狩猟期間及びその前後は有害鳥獣捕獲許可を抑制することになっているが、狩猟期間が延長されることにより、有害鳥獣捕獲許可ができない期間が発生して問題とならないか。 ・ 狩猟の延長期間となる春先には果樹剪定が行われるが、作業への安全面に影響はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシ管理計画の資料編に用語解説等の掲載を検討する。 ・ 狩猟期間の延長はイノシシに限定して行われるため、その他の鳥獣に対する有害捕獲許可については、従前のおりである。また、イノシシの捕獲許可のうち、市町村実施計画に基づく通年許可については、鳥獣保護管理事業計画の許可基準に定める例外（狩猟期間に許可する特別な事由）に該当するものと解される。 ・ 延長期間における狩猟は、残雪の深い山林や積雪期にイノシシが集まりやすい沢沿いなどで行われるものと想定され、果樹園地から離れている場所での実施になると思われるが、様々な実態が考えられるので、狩猟期間延長を行う際には、県猟友会に対し、狩猟の安全確保について十分周知が図られるよう要請したい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的な対策を講じるため、調査員を動員した詳細な調査を実施されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシの行動は規則性が低く、本県のように比較的低密度な地域で効率的な捕獲等を行うには、捕獲する地域で生息する個体群の動態把握を行う必要があるが、この調査は、捕獲計画を立てるために行うものであるため、対策の実施主体等が必要を考慮して行うべきものとする。 ・ なお、県においては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に先立ち、この実施計画を立てるため、捕獲する地域において自動撮影カメラによる個体群の動態調査を行うこととしている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシ被害対策県予算の拡充について表現を盛り込んでいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な予算の確保について、7（9）「事業実施に向けた予算の確保」に記載している。
上山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで実施している対策とほとんど変わらない計画で、イノシシを含めた鳥獣被害（H26年度6億5千万円）を削減する計画とは言い難い内容と見える。鳥獣被害対策は、行政を含む関係機関での対策と地域での対策の両方が車の両輪のごとく実施され良好な信頼関係が構築されないと効果も薄く、継続が難しい状況である。特にイノシシ対策は、地域でできる対策が他の鳥獣対策に比べ限られてくる。（夜間の行動に対する追払いが困難。水田への電気柵設置に限られる。など）そのため、行政が実施する対策の比率がどうしても高くなる状況があり、良好な関係を構築する一歩として、県が被害対策に先頭に立って実施するという強い意志を示す必要があると考える。また、県が実施計画を定める事態として考えている状況は、すでに県内各地で発生していると認識しており、法改正の趣旨に合わせ、県自体としての取り組みをもっと打ち出すべきと考える。 ・ 具体的には、 <ol style="list-style-type: none"> ① 県において早々実施計画を定め、県がイノシシ対策を先頭に立って実施することを強くアピールする。 ② 県の実施計画策定に伴い、（市町村の実施計画とは無関係に）捕獲許可期間を1年に延ばす。 ③ 県における捕獲頭数に明示するとともに、計画にある単年度捕獲目標の440頭の具体的行動計画を示す。 ④ 具体的方策の実施に合わせ、必要経費を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシによる被害は農作物がほとんどであり、西日本などの先行例によれば、農作物被害は侵入防止柵の設置と適切な管理によって防止できることが確立されている一方、捕獲による被害対策は成功した事例はないと言われており、本県においても、複数の専門家から同様の意見をj得て、本計画の内容検討を行ってきたものである。 ・ こうした経過を踏まえ、本計画案は、侵入防止柵の設置と適切な管理の普及を中心に据えつつ、暖地にはない積雪期の狩猟の促進等による個体数抑制効果により、目標達成を目指すものとなっている。 ・ なお、他県に比較して生息密度の低い本県では無雪期における捕獲効率が下がるため、行政が主体となる個体数調整による捕獲は、調査を実施し一定の生息密度が確認された地域で行う必要があることから、県は、法改正により設けられた指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、こうした地域での捕獲に取り組むこととしている。 ・ また、市町村又は県いずれにしても捕獲の依頼先となる狩猟者が少ないことが課題となることから、県では、新規狩猟者の確保・育成やイノシシ捕獲技術の向上に向けた予算確保に努めている。 ・ 具体的な意見に対しては、次のような対応又は考え方となる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画は、来年度、調査により事業を行う地域を選定し作成すること ② 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画は、法律上、許可条件を定める効力を持ち得ないこと ③ 県の年間捕獲数は、調査を踏まえて算定し、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載すること ④ 新規狩猟者の確保・育成や指定管理鳥獣捕獲等事業の実施等に必要な予算確保に努めること
東根市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害区域が広範囲におよび、複数市町村により捕獲を行う必要がある場合は、総合支庁、関係市町村長及び関係猟友会等の連携により個体数調整を実施できるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数市町村による個体数調整については、現行計画案及び鳥獣保護管理事業計画の規定で制度的対応は可能と考える。しかし、実際は実務面に課題（越境先での事故補償条件など）があると考えられることから、関係市町村、猟友会支部等と連携方法を合意して取り組むことが重要であるとする。
南陽市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村実施計画の作成要領（案）について「実施計画の作成に際し、事前に関係者及び有識者等の意見を聞くものとし、またその意見を踏まえて計画書を作成するものとする。」ニホンザルの実施計画では、そのようになっているため、イノシシも同様の流れで行うことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村実施計画については、鳥獣被害防止特措法で被害防止計画と整合を図るべきものとされており、イノシシについては既に被害防止計画の対象鳥獣に掲げ、年間捕獲数や被害防止策を定めている市町村が多いことから、市町村実施計画の策定に際し新たに検討する部分は多くないと思われ、また、被害防止計画は協議会で議論して作成されるため、改めて意見聴取することを求めないこととしている。 ・ 被害防止計画を定めていない市町村など、新たに必要事項の検討を要する市町村においては、各自の事情を判断して関係者等からの意見聴取の機会を設けていただきたいと考える。
鶴岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで有害鳥獣の許可捕獲の捕獲経験がないことから、捕獲者に対する捕獲技術講習会はぜひ、行ってほしい。また、庄内開催についても御配慮頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシの捕獲技術講習会については、関連経費を来年度当初予算案に盛り込んでいるところである。 ・ 開催場所については、イノシシ捕獲従事者の多い地域が基本となると考えるが、委託先（山形県猟友会を想定）と十分検討したい。